諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和６年２月２９日（令和６年（行情）諮問第２０２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７２４号）
事件名：特定の開示決定等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「防官文第８８４４号に係る決裁文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成２９年９月２２日付け防官文第１４１００号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）ないし（６）（略）

（７）記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、「防官文第８８４４号（２０１７．４．１０－本本Ｂ７６）にかかる決裁文書。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成２９年９月２２日付け防官文第１４１００号により、法５条１号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年４か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）ないし（４）（略）

（５）審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」としているが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（６）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和６年２月２９日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年７月２６日　　審議

④　令和８年１０月２３日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２において、別表１の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表１の番号１及び番号３に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、防衛省において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足

して説明する。

当該不開示部分については、これを公にすると、本件においては、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ　そこで検討するに、当該不開示部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名等が記載されており、これを公にすると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ　しかしながら、別表２に掲げる部分には、決裁者等の処理の状態が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものの一部であるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、当該職務遂行の内容に係る部分であるから、法５条１号ただし書ハに掲げる情報に該当し、同号に該当しない。

また、当該部分を公にしても、上記イで諮問庁が説明するような当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、当該部分は、法５条６号柱書きにも該当しない。

したがって、当該部分は、法５条１号及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２）別表１の番号２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）別表１の番号４及び番号５に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び電話番

号が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに約６年４か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は、同条１号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表２に掲げる部分は、同条１号及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別表１（不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	起案用紙中、「起案者」欄及び「決裁・供覧欄」の一部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
2	起案用紙中、「連絡先」欄 回答文書中、担当者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
3	回答文書中、担当者の名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
4	通知文書中、開示請求者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
5	行政文書開示請求書中、開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。

別表２（開示すべき部分）

起案用紙（内局発簡第８０７９号）中、「決裁・供覧欄」の８行目、１０行目、１２行目、１４行目及び１６行目のそれぞれ決裁済みであるか否かの記号
起案用紙（内局発簡第８８３９号）中、「決裁・供覧欄」の８行目、１０行目及び１２行目のそれぞれ決裁済みであるか否かの記号

※　空白行は数えない。